

大口町告示第40号

大口町高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成事業実施要綱の一部を改正する
要綱を次のように定める。

令和3年3月30日

大口町長 鈴木雅博

大口町高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

大口町高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成事業実施要綱（平成23年大口町告示第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「申請時において66歳以上の者」を「申請年度の末日までに66歳以上に到達する者」に改める。

第3条を次のように改める。

（助成金の額）

第3条 助成金の額は、予防接種費用の全部又は一部とし、予算の範囲内において、町長が別に定める額とする。

様式第1、様式第3及び様式第4中「㊦」を削る。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。